

2025年4月施行

# 改正建築基準法・建築物省エネ法 講習会を開催します

2025年4月1日より改正法が施行され、建築確認などの手続きが大幅に変更になります。講習会では、『木造2階建て住宅』を中心に、確認申請手続きの注意点などについて説明します。ぜひ、ご参加ください。

2025年4月から、以下のとおり変更になります！

申込期限  
1/15(水)まで

## ① 全ての新築で省エネ基準適合義務化

→ 仕様基準で評価する場合等を除き省エネ適判が必要

## ② 木造戸建て住宅の建築確認手続き等を見直し

→ 審査省略の範囲を見直し、構造・省エネ関係の図書が必要

## ③ 木造戸建て住宅の壁量基準等を見直し

→ 表計算ツールや早見表を用いた検討が必要

対象者 設計等の実務を行う建築士、住宅の建設に携わる建設事業者・工務店 など

講師 山形県県土整備部建築住宅課

受講料 無料

申込方法 ①FAX(裏面の用紙を用いて) ②QRコードから(やまがたe申請)

講習内容 ①令和7年4月1日施行法改正の概要 ②確認申請図書作成方法について  
③その他確認申請での留意点(申請手数料、完了検査について、サポート窓口など)

その他 駐車場に限りがありますので、できる限り乗合又は公共交通機関でお越しください。  
オンラインでの参加が可能です。**オンライン参加を積極的にご活用ください。**

申込サイト



	日時	場所	定員
村山	令和7年 1月 22日(水) 13:30~15:30	県庁講堂 (山形市松波2-8-1)	150人
		<b>ZOOM(オンライン併用開催)</b> ※ログイン情報はメールでご連絡します	制限なし
置賜	令和7年 1月 27日(月) 13:30~15:30	置賜総合支庁講堂 (米沢市金池7-1-50)	80人
最上	令和7年 1月 31日(金) 13:30~15:30	最上総合支庁講堂 (新庄市金沢大道上2034)	80人
庄内	令和7年 2月 4日(火) 13:30~15:30	庄内総合支庁講堂 (東田川郡三川町横山袖東19-1)	120人

# <参加申込書>

2025年4月施行  
改正建築基準法・建築物省エネ法講習会

**申込期限：令和7年1月15日（水）**

	日時	場所	定員
村山	令和7年 1月 22日(水) 13:30~15:30	県庁講堂	150人
		ZOOM(オンライン併用開催) <small>※ログイン情報はメールでご連絡します</small>	制限なし
置賜	令和7年 1月 27日(月) 13:30~15:30	置賜総合支庁 講堂	80人
最上	令和7年 1月 31日(金) 13:30~15:30	最上総合支庁 講堂	80人
庄内	令和7年 2月 4日(火) 13:30~15:30	庄内総合支庁 講堂	120人

受講料 無料      申込方法 ①本用紙をFAX    ②QRコードから(やまがたe申請)



会社名（団体名）	
申込者氏名	
電話番号	
メールアドレス	メールアドレス・電話番号は必ず記入して下さい。
参加場所・人数	<input type="checkbox"/> 村山(対面)      _____人 <input type="checkbox"/> 村山(オンライン)      _____人 <input type="checkbox"/> 置賜      _____人 <input type="checkbox"/> 最上      _____人 <input type="checkbox"/> 庄内      _____人  参加を希望する箇所にしと、人数を記載してください。

駐車場に限りがありますので、できる限り乗合又は公共交通機関でお越しください。  
オンラインでの参加も可能ですので、積極的に参加してください。  
記載いただいた情報は、講習会の開催以外の目的で使用しません。

問合せ先  
山形県県土整備部建築住宅課 建築行政担当 伊藤・佐藤・齋藤  
〒990-8570 山形市松波2-8-1    Tel:023-630-2651    FAX:023-630-2639